

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会
ヒアリング

ご説明資料

平成19年9月4日

日本放送協会



意見①：検討の視点について

国民の視点に立った政策を

- ◆電磁的な手段による情報流通に関する政策
 - 産業の規律体系としての視点
 - 利用者としての国民の視点
- ◆国民にとっての利益
 - 情報の受け手として
 - 情報の送り手として
 - 個人からの情報発信の進展
- ◆総合的な観点から適切な仕組み

意見②：コンテンツ規律について

- ◆ 「レイヤー型法体系」への転換
 - ⇒ 「コンテンツレイヤー」の創出
- ◆ コンテンツに対する直接的な規律の是非
 - 表現の自由（憲法21条）との関係
 - 萎縮効果の懸念
- ◆ 規律の根拠、手法
- ◆ 慎重かつ多角的な検討を

意見③：公共放送の位置づけについて

- ◆利用者・国民の立場に立った情報政策
 - 企業活動により実現される情報環境
 - 利潤動機のみでは実現できない公共的な情報環境の確保・整備の必要性

公共放送の在り方

国民生活に必要な基本的情報の提供の役割

- ◆できるだけ早い段階から、全体との整合性を確保しつつ検討することが適当

具体的なあり方等については、今後の検討状況を踏まえつつ、適宜意見を申し述べたい